

○豊島区児童育成手当条例

昭和44年12月10日

条例第30号

改正 昭和46年10月25日条例第18号

昭和49年8月1日条例第25号

(題名改称)

昭和50年10月20日条例第51号

昭和51年7月15日条例第30号

昭和52年7月25日条例第24号

昭和53年7月15日条例第24号

昭和54年10月25日条例第30号

昭和55年3月17日条例第12号

昭和56年3月18日条例第19号

昭和56年10月7日条例第36号

昭和57年3月30日条例第29号

昭和57年10月15日条例第45号

昭和58年3月25日条例第10号

昭和59年3月19日条例第11号

昭和60年3月30日条例第16号

昭和61年3月31日条例第20号

昭和62年3月20日条例第10号

昭和63年3月30日条例第11号

平成元年3月25日条例第19号

平成2年3月30日条例第11号

平成3年3月19日条例第10号

平成4年3月30日条例第23号

平成5年3月30日条例第8号

平成6年3月30日条例第11号

平成7年3月20日条例第9号

平成8年3月25日条例第6号

平成11年3月23日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、児童について児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(昭49条例25・一部改正)

(手当の趣旨)

第2条 児童育成手当(以下「手当」という。)は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであって、その支給を受けた者は、これをその趣旨にしたがって用いなければならない。

(昭49条例25・平11条例18・一部改正)

(用語)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 児童若しくは障害者を扶養(監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。)する父若しくは母又は父母に扶養されない児童若しくは障害者を扶養する者をいう。
- (2) 18歳に達した日の属する年度の末日 18歳に達した日以後における最初の3月31日をいう。

2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童又は障害者を懐胎した当時婚姻の届出をしていないがその母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(昭46条例18・昭49条例25・昭57条例29・昭57条例45・平4条例23・平11条例18・一部改正)

(支給要件)

第4条 手当は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「支給要件児童」という。)の保護者であって、豊島区の区域内に住所を有するものに支給する。

- (1) 父若しくは母が死亡し、若しくは別表第1各号に定める程度の障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童
- (2) 20歳未満の者であって、別表第2各号に定める程度の障害を有するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。

(1) 保護者の前年の所得（1月から5月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) 支給要件児童が規則で定める施設に入所しているとき。

(3) 前項第1号に該当する支給要件児童が、父及び母、父及び当該父の配偶者又は母及び当該母の配偶者と生計を同じくしているとき（当該支給要件児童と生計を同じくしている父又は母が別表第1各号に定める程度の障害の状態にあるときを除く。）。

（昭49条例25・全改、昭53条例24・昭57条例29・昭57条例45・平4条例23・平7条例9・平11条例18・一部改正）

（手当の種類及び額）

第5条 手当は、月を単位として支給するものとし、その種類及び種類ごとの額は、支給要件児童の区分に応じて、次表のとおりとする。

支給要件児童の区分	種類	支給要件児童1人当たりの月額
前条第1項第1号に該当する児童	育成手当	13,500円
前条第1項第2号に該当する者	障害手当	15,500円

2 保護者が、育成手当及び障害手当の支給対象に該当するときは、各手当の支給額を合算した額を支給する。

（昭49条例25・追加、昭50条例51・昭51条例30・昭52条例24・昭53条例24・昭54条例30・昭55条例12・昭56条例19・昭56条例36・昭57条例29・昭58条例10・昭59条例11・昭60条例16・昭61条例20・昭62条例10・昭63条例11・平元条例19・平2条例11・平3条例10・平4条例23・平5条例8・平6条例11・平7条例9・平8条例6・平11条例18・一部改正）

（受給資格等の認定）

第6条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、区長に申請し、その認定を受けなければならない。

（昭46条例18・一部改正、昭49条例25・旧第5条線下・一部改正、平11条例18・一部改正）

（支給期間及び支給期月）

第7条 手当は、受給資格者が前条の規定による認定を申請した日の属する月の翌月から、手当を支給すべき理由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から手当を支給する。

(1) 支給要件児童について、東京都の区域内の他の特別区又は市町村においてこの条例に基づく手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月の初日から15日以内に当該支給要件児童に係る受給資格の認定の申請があったとき 当該同種の手当が支給された最後の月の翌月

(2) 災害その他やむを得ない理由により、受給資格の認定の申請をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたとき 当該やむを得ない理由により受給資格の認定の申請をすることができなくなった日の属する月の翌月

3 手当は、毎年2月、6月及び10月の3期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、区長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(昭46条例18・昭49条例25・昭57条例29・一部改正)

(手当の額の改定)

第8条 手当の支給を受けている者につき、手当の増額を必要とする理由が生じた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の申請をした日の属する月の翌月から行なう。

2 手当の支給を受けている者につき、手当の減額を必要とする理由が生じた場合における手当の額の改定は、その事実の発生した日の属する月の翌月から行なう。

3 前条第2項第2号の規定は、第1項の規定に基づく増額の改定について準用する。

(昭46条例18・旧第10条繰上・一部改正、昭49条例25・一部改正)

(未支払の手当)

第9条 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者が扶養していた支給要件児童であった者にその未支払の手当を支払うことができる。

(昭57条例29・追加)

(支払の調整)

第10条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。

手当の額を減額して改定すべき理由が生じたにもかかわらず、その理由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

(昭46条例18・追加、昭49条例25・一部改正、昭57条例29・旧第9条繰下・一部改正)

(手当の返還)

第11条 いつわりその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、区長は、受給額に相当する金額をその者から返還させることができる。

(昭46条例18・繰上、昭49条例25・一部改正、昭57条例29・旧第10条繰下)

(届出義務)

第12条 手当の支給を受けている者は、規則で定めるところにより、区長に対し、規則で定める事項を届け出、かつ、規則で定める書類その他を提出しなければならない。

(昭57条例29・全改)

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(昭46条例18・繰上、昭57条例29・旧第12条繰下・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和44年12月1日から適用する。
- 2 この条例適用の際現に手当の支給要件に該当している者又はこの条例適用後昭和45年2月28日までの間に手当の支給要件に該当するに至った者が、同日までの間に第5条に規定する認定の申請をしたときは、その者に対する手当の支給は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和44年12月又はその者が手当の支給要件に該当するに至った日の属する月から始める。
- 3 東京都交通遺児手当条例（昭和44年東京都条例第29号）による手当の支給を受けている者については、第6条第1項第3号及び第4号並びに同条第2項第2号の手当は、同条例による手当の支給を受けている期間中これを支給しない。

附 則（昭和46年10月25日条例第18号）

改正 昭57年3月30日条例第29号

- 1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。ただし、第7条第3項の規定は、昭和47年4月1日から、附則第4項の規定は公布の日から施行する。
- 2 第7条第3項の規定にかかわらず、昭和47年6月に支給する手当は、同年3月分、4

月分及び5月分とする。

- 3 この条例による改正前の豊島区児童手当条例（昭和44年豊島区条例第30号）第5条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者であって、第5条の規定に基づき受給資格の認定を受けることができるものは、同条の規定により受給資格の認定を受けたものとみなす（以下「みなす受給資格者」という。）。
- 4 昭和47年1月1日において手当の支給要件に該当すべき者又はみなす受給資格者となるべき者であって、この条例の施行によって手当の支給額の増額の改訂を要すべきものは、同日前においても当該手当について、第5条の規定に基づく受給資格の認定又は手当の支給額改訂の認定の申請をすることができる。
- 5 前項の規定に基づいて行なわれた申請は、昭和46年12月中に行なわれた申請とみなす。
- 6 昭和47年1月1日において、現に手当の支給要件に該当している者若しくはみなす受給資格者であって、この条例の施行によって手当の支給額の増額改訂を必要とする理由に該当しているもの又は同日後同年2月29日までの間に、手当の支給要件に該当するに至った者若しくはみなす受給資格者であって、この条例の施行によって手当の支給額の増額改訂を必要とする理由に該当するに至ったものが、同年3月31日までの間に第5条の規定に基づく受給資格の認定又は手当の支給額改訂の認定の申請をしたときは、そのものに対する手当（増額改訂にかかるものにあつては当該増額部分）の支給は、第7条第1項又は第8条第1項の規定にかかわらず、同年1月又はそのものが手当の支給要件に該当するに至った日若しくは手当の支給額の増額改訂を必要とする理由に該当するに至った日の属する月の翌月から支給する。

附 則（昭和49年8月1日条例第25号）

- 1 この条例は、昭和49年10月1日から施行する。
- 2 昭和49年9月以前の月分の手当として支給すべきこの条例による改正前の豊島区児童手当条例（以下「旧条例」という。）の規定による児童手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 旧条例第5条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者（前項の規定により、この条例施行の日以後において、旧条例に基づく受給資格の認定を受けることとなった者を含む。）であって、この条例による改正後の豊島区児童育成手当条例（以下「新条例」という。）による手当の支給を受けることができるものは、新条例による受給資格及び手当の額の認定を受けたものとみなす。
- 4 昭和49年9月中にした旧条例第5条の規定による認定の申請は、新条例第6条の規定

に基づく認定の申請とみなす。

附 則（昭和50年10月20日条例第51号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区児童育成手当条例の規定は、昭和50年10月以降の月分の児童育成手当について適用し、同年9月以前の月分の児童育成手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年7月15日条例第30号）

- 1 この条例は、昭和51年10月1日から施行する。
- 2 昭和51年9月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区児童育成手当条例の規定による児童育成手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年7月25日条例第24号）

- 1 この条例は、昭和52年10月1日から施行する。
- 2 昭和52年9月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区児童育成手当条例の規定による児童育成手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年7月15日条例第24号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の表の改正規定は、昭和53年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区児童育成手当条例の規定（第5条第1項の表の改正規定を除く。）は、昭和53年6月1日から適用する。
- 3 昭和53年5月以前の月分の児童育成手当の支給の制限及び同年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年10月25日条例第30号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区児童育成手当条例の規定は、昭和54年10月以降の月分の児童育成手当について適用し、同年9月以前の月分の児童育成手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年3月17日条例第12号）

- 1 この条例は、昭和55年10月1日から施行する。
- 2 昭和55年9月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区児童育成手当条例の規定による児童育成手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月18日条例第19号）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区児童育成手当条例の規定による児童育成手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年10月7日条例第36号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区児童育成手当条例の規定は、昭和56年10月以降の月分の児童育成手当について適用し、同年9月以前の月分の児童育成手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年3月30日条例第29号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の表の改正規定中支給要件児童1人当たりの月額欄に係る部分は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 昭和57年3月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の豊島区児童育成手当条例の規定による特別手当の受給資格を有した者に対する同手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 豊島区児童手当条例の一部を改正する条例（昭和46年豊島区条例第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和57年10月15日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月25日条例第10号）

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 昭和58年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区児童育成手当条例の規定による児童育成手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年3月19日条例第11号）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和59年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区児童育成手当条例の規定による児童育成手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月30日条例第16号）

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 昭和60年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区児童育成手当条例の規定による児童育成手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年3月31日条例第20号）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 昭和61年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区児童育成手当条例の規定による児童育成手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年3月20日条例第10号）

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区児童育成手当条例の規定による児童育成手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月30日条例第11号）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区児童育成手当条例の規定による児童育成手当については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月25日条例第19号）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 平成元年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区児童育成手当条例の規定による児童育成手当については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月30日条例第11号）

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成2年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区児童育成手当条例の規定による児童育成手当については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月19日条例第10号）

- 1 この条例中、第5条第1項の表の改正規定は、平成3年4月1日から、別表第1項2号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成3年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区児童育成手当条例の規定による児童育成手当については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月30日条例第23号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年4月1日から平成6年3月31日までの間は、この条例による改正後の豊島区児童育成手当条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第1号中「18歳に達した日の属する年度の末日以前」とあるのは「昭和51年4月2日以後に生まれた児童及び義務教育終了前（15歳に達した日の属する学年の末日以前をいう。ただし、同日以後引き続

いて中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する期間を含む。）」と読み替えるものとする。

3 平成4年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区児童育成手当条例(以下「旧条例」という。)の規定による児童手当については、なお従前の例による。

4 旧条例第6条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者であつて、新条例による手当の支給を受けることができるものは、新条例による受給資格及び手当の額の認定を受けたものとみなす。

5 新条例第7条第1項又は第8条第1項の規定にかかわらず、義務教育を終了した児童で昭和51年4月2日以後に生まれたものを新条例第4条第1項第1号の支給要件児童として、平成4年4月1日から同年6月30日までの間に、新たに受給資格及び手当額の認定の申請をした者に対する手当の支給は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める月から行う。

(1) 平成4年4月1日において、新条例第4条の規定によって手当の支給を受けることができる者(以下「受給該当者」という。) 平成4年4月

(2) 平成4年4月2日から同年5月31日までの間に受給該当者となった者 受給該当者となった日の属する月の翌月

附 則(平成5年3月30日条例第8号)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

2 平成5年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区児童育成手当条例の規定による児童育成手当については、なお従前の例による。

附 則(平成6年3月30日条例第11号)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2 平成6年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区児童育成手当条例の規定による児童育成手当については、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月20日条例第9号)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2 平成7年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区児童育成手当条例の規定による児童育成手当については、なお従前の例による。

附 則(平成8年3月25日条例第6号)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

2 平成8年3月以前の月分の手当として支給すべき改正前の豊島区児童育成手当条例の

規定による児童育成手当については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月23日条例第18号）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に児童育成手当の受給資格の認定を受けている者（当該認定の申請を行っている者を含む。）に対する児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

（昭49条例25・旧別表第2・繰上、昭50条例51・平3条例10・平11条例18・一部改正）

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの（視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。）
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、区長が定めるもの

別表第2（第4条関係）

（昭49条例25・追加、昭50条例51・平11条例18・一部改正）

- (1) 知的障害者であって、知的発達の遅滞の程度が中度以上であるもの
- (2) 身体障害者であって、身体の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、2級以上

であるもの

(3) 脳性麻ひ又は進行性筋萎縮症を有する者